

大分県報

平成十七年

第一六七〇号

六月二十一日

(火 曜 日)

目次

告 示

特定非営利活動法人の設立認証申請	一
生活保護法による医療機関の指定	一
生活保護法による介護機関の指定	一
生活保護法による指定医療機関の廃止	二
生活保護法による指定介護機関の廃止	二
生活保護法による指定医療機関の名称変更	二
生活保護法による指定介護機関の名称変更	二
県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧	三
日向・虫秋地区入会林野整備計画認可申請適當の決定及び縦覧	三
本村堂尾地区入会林野整備計画認可申請適當の決定及び縦覧	三
道路区域の変更（二件）	三
道路の供用開始（二件）	四
都市計画事業の認可	五
道路位置の指定	五
大分県立病院事業施設の利用に係る使用料及び手数料の徴収事務の委託	五
選挙管理委員会告示	五
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表に関する告示の一部訂正	五
公 告	六
土地改良区の役員の就退任	六

〇 告 示

大分県告示第七百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特

定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあった年月日

平成十七年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 豊の国雇用・福祉事業団

三 代表者の氏名

林 正道

四 主たる事務所の所在地

中津市三ノ丁千二百八十ノ一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や地域住民に対して、介護保険法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法に基づく事業や、雇用機会の拡充を支援する活動を行い、相互扶助精神に基づいた「ふれあい社会づくり」をスローガンに、高齢者・障害者・青年がともに協力・協働し、創造的な福祉社会を形成していくと同時に失業者等の雇用機会の増進に努め、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

大分県告示第七百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所 在 地	指定年月日
みよしクリニック	三 好 端	日田市三芳小瀬町二二一番地	平一七・五・一

大分県告示第七百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項に規定する介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成十七年六月二十一日

大分県知事 広瀬貞											介護機関の 名称	所在地	開設者	主たる事務 所の所在地	サービスの種類	指定年月日	
											ひかりデイ サービス	宇佐市大字 四日市四四 四二一四	社会福祉法 人明峰会	宇佐市大字 四日市四四 四二	通所介護	平一七・五・一	
											姫島村居宅 介護支援事 業所	東国東郡姫 島村一五六 〇一―	姫島村	東国東郡姫 島村一六三 〇一―	居宅介護支援事 業	平一七・四・一	
											姫島村福祉 用具貸与事 業所	〃	〃	〃	福祉用具貸与	〃	
大分県告示第七百六十八号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関から廃止の届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞																	
医療機関の名称											開設者の氏名		所 在 地		廃止年月日		
安藤医院											安藤寿磨		津久見市大字保戸島八八一		平一七・六・一		
大分県告示第七百六十九号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同 法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関からサービスを廃止する旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞																	
介護機関の 名称											所在地		開設者		主たる事務 所の所在地	廃止サービスの 種類	廃止年月日
大分県知事 広瀬貞																	

大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前		変更後		所在地		変更年月日	
大分県告示第七百七十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療 機関からその名称の変更があった旨届出があった。 平成十七年六月二十一日 大分県知事 広瀬貞											医療機関の名称		変更前							

大分県告示第七百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。
なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営ため池等整備事業	高柳池地区	平一七・六・二一から 平一七・七・一一まで	中津市役所

大分県告示第七百七十二号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、日向・虫秋地区入会林野整備計画の認可の申請を平成十七年六月八日適当と決定したので、同条第四項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について異議のある者は、縦覧期間の満了する日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、知事に異議を申し出ることができる。

平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 縦覧に供する書類	日向・虫秋地区入会林野整備計画書の写し
二 縦覧の期間	平成十七年六月二十一日から 平成十七年七月二十日まで
三 縦覧の場所	大分県農林水産部森林整備室及び日田市前津江振興局

大分県告示第七百七十三号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、本村堂尾地区入会林野整備計画の認可の申請を平成十七年六月八日適当と決定したので、同条第四項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供す

る。

なお、この決定について異議のある者は、縦覧期間の満了する日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、知事に異議を申し出ることができる。

平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 縦覧に供する書類	本村堂尾地区入会林野整備計画書の写し
二 縦覧の期間	平成十七年六月二十一日から 平成十七年七月二十日まで
三 縦覧の場所	大分県農林水産部森林整備室及び日田市前津江振興局

大分県告示第七百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年六月二十一日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名		区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道九重野 萩線		竹田市荻町瓜作字瓜作四九五 三番三から 竹田市荻町柏原字水口二五 二八番六まで	前	二四・〇 メートル 一〇・六	一〇七・二 メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の
		竹田市荻町瓜作字瓜作四九五 四番二から 竹田市荻町柏原字水口二五 二八番六まで	後	二七・二 メートル 一〇・六	一〇七・二 メートル	
		竹田市荻町柏原字水口二五 六八番四から 竹田市荻町北原字中岩戸五 〇一五番三地先まで	前	二六・四 メートル 九・八	二九六・〇 メートル	
			A			

平成十七年六月二十一日

大分県報（告示）

四

竹田市荻町柏原字水口二五 六八番四から 竹田市荻町北原字中岩戸五 〇一五番三 地先まで	
竹田市荻町柏原字水口二五 二六番五から 竹田市荻町北原字中岩戸五 〇一五番三まで	
後	
A	B
二六・四 〽九・八	四七・〇 〽一〇・三
二九六・〇	二六一・七
区分をい う。	

大分県告示第七百七十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成十七年六月二十一日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名		区 間		区域変更 前後別	敷地の幅員	延長	備 考
竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番二地内		竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番四から 竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番三まで		前	二二・八 〽七・九 メートル	一一八・二 メートル	上記A及びBは、 関係図面に表示する敷地の 区分をいう。
竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番二から 竹田市大字玉来字玉来八六 七番二まで		竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番二から 竹田市大字玉来字玉来八六 七番二まで		前	二二・八 〽七・九 メートル	一一八・二 メートル	
竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番四から 竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番三まで		竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番四から 竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番三まで		後	一五・六 〽八・四	一一八・二 メートル	
竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番二から 竹田市大字玉来字玉来八六 七番二まで		竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番二から 竹田市大字玉来字玉来八六 七番二まで		前	二二・八 〽七・九 メートル	一一八・二 メートル	上記A及びBは、 関係図面に表示する敷地の 区分をいう。
竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番二から 竹田市大字玉来字玉来八六 七番二まで		竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番二から 竹田市大字玉来字玉来八六 七番二まで		前	二二・八 〽七・九 メートル	一一八・二 メートル	
竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番四から 竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番三まで		竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番四から 竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番三まで		後	一五・六 〽八・四	一一八・二 メートル	

七番二まで	
竹田市大字君ヶ園字キリハ タ一二一三番三から 竹田市大字玉来字玉来八六 七番二まで	
後	
B	
七二・八 〽九・四	
六五六・〇	

大分県告示第七百七十六号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十七年六月二十一日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名		供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道九重野荻線		竹田市荻町瓜作四九五番二から 竹田市荻町柏原字水口二五二八番六まで 竹田市荻町柏原字水口二五二六番五から 竹田市荻町北原字中岩戸五〇一五番三まで	平一七・六・二一

大分県告示第七百七十七号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十七年六月二十一日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名		供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
竹田市大字君ヶ園字キリハタ一二一三番四から 竹田市大字君ヶ園字キリハタ一二一三番三まで		竹田市大字君ヶ園字キリハタ一二一三番四から 竹田市大字君ヶ園字キリハタ一二一三番三まで	

県道高森竹田線		で	平一七・七・七
竹田市大字君ヶ園字キリハタ一二一三番二から 竹田市大字玉来字玉来八六七番二まで			

大分県告示第七百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

日田市

二 都市計画事業の種類及び名称

日田都市計画公園事業

二・二・一五号日田駅北公園

三 事業施行期間

平成十七年六月二十一日から平成十九年三月三十一日まで。

四 事業地

1 収用の部分

日田市元町町内

2 使用の部分

なし

大分県告示第七百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	道路の幅員	道路の延長
別第一六一八号 〇七〇番四	速見郡日出町字江後一	平一七・六・二	五・〇〇メートル	七二・二二メートル

平成十七年六月二十一日

大分県告示第七百八十号	
地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次のとおり大分県立病院事業施設の利用に係る使用料及び手数料の徴収事務を委託した。	
平成十七年六月二十一日	
大分県知事 広 瀬 勝 貞	

一 受託者の住所及び名称

大分市富士見ヶ丘五区九十二番
株式会社オーチュー大分支店

支店長 椎 原 元

二 委託期間等

1 期間

平成十七年四月一日から

平成十八年三月三十一日まで

2 時間

(一) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び平成十七年十二月二十九日から平成十八年一月三日まで。

午前八時三十分から翌日の午前八時三十分まで。

(二) (一)以外の日

午後四時三十分から翌日の午前八時三十分まで。

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により届出があった政治団体の名称等について、あさり美知子後援会から訂正の届出があったので、政治資金規正法による政治団体の名称等の公表に関する告示（平成十五年大分県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十七年六月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 梅 木 哲

その他の政治団体中

あさり美知子後援会	浅利美智子	浅利美智子	を
-----------	-------	-------	---

大分県報（告示・選管委告示）

あさり美知子後援会

浅利美知子

浅利美知子

に改める。

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、長谷緒土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成十七年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役 名

氏 名

住

所

理 事

高 倉 岩 夫

豊後大野市緒方町中野九六五―一二

（就任役員）

役 名

氏 名

住

所

理 事

野 上 辰 美

豊後大野市緒方町中野九四九

